

令和3年(ワ)第24557号 損害賠償請求事件

原告 閲覧制限

被告 東京都

原告第6準備書面

2023年9月19日

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 西山温子 他



第1 本件警察官らの児童相談所への通告について

1 本件警察官らの児童相談所への通告が事実と反すること

●●区子ども家庭総合支援センターからの回答書によれば、本件警察官らは、本件公園で人種差別的言動を繰り返していた訴外男性の主張する虚偽の申立てを事実と認定する一方、原告母は、「知らない、見ていない」等と申し立てて原告娘を監護していなかったとして、東京都●児童相談所に対して書類通告を行ったとのこのことである(以下、「本件通告」という。)(甲30【回答書】)。

しかしながら、これまで繰り返し主張するとおり、原告娘は訴外子を蹴っておらず、訴外男性の申し立ては虚偽で、また、訴外男性が主張するような状況は起こり得なかった。

この点、被告からは、訴外男性の主張する事実は真実であるとか、真実と信じるに

足りる相当な理由があったとする主張が考えられるところ、かかる主張に理由がないことは、これまで行ってきた原告らの主張から明らかである（原告第2準備書面第4の2の(2)・36～39頁、原告第4準備書面第1の1の(2)のイ・2～3頁、同準備書面第1の2の(2)のオ・14～15頁）。

## 2 原告らの言い分について捏造をしていること

加えて、原告母は、原告娘が訴外子を蹴ったという訴外男性の申し立てた虚偽の事実を明確に否定するものであり、「知らない、見てない」と言っておらず、言うはずもない。

原告母の言い分は、被告が提出する乙第1号証及び乙第2号証の鉛筆書きの記載のとおり、「付近のベンチに座ってずっと見ていたが、娘は蹴ったりしていない」（乙1）というものであり、原告母は本件事情聴取を通じて「ずっと娘を見ていたが娘を蹴っていないという主張は変わ」（乙2）っていない（原告第2準備書面・25～26頁）。

したがって、原告母が、「知らない、見ていない」等と申し立てた、という本件通告の記載は、原告らの言い分を捏造をするものであり、これによって、原告母が、原告娘を監督していなかったことを印象付けようとするものであって、極めて悪質である。

## 3 小括

上記のとおり、本件通告は、訴外男性の言い分に迎合した結果、合理的かつ客観的な根拠なく、訴外男性の言い分どおりに原告娘が訴外男性の子を蹴ったと断定し、一方で、原告母の言い分を捏造して、その間原告母が適切な監護をしていなかったと認定するものである。

本件事情聴取後に本件警察官らがかかる本件通告を行った事実は、本件警察官らが、合理的かつ客観的な根拠なく、訴外男性の言い分が正しいという前提で、本件事情聴取を行い（整理表のキの事実）、かつ、原告らに対し、訴外男性の言い分を認めるよう迫ったこと（整理表のクの事実）を示すものと言える。

## 第2 本件通告が原告らの個人の尊厳を毀損するのみならず違法な人種差別にも当たること

### 1 本件通告が原告らの個人の尊厳を毀損すること

原告母は、外国出身であり日本語能力が十分ではなく、母一人で、知的障害のある長男と幼い娘である原告娘を育てているのであり、児童相談所がその支援をするために、児童福祉法に基づく対応をとることや、そのような対応を取るよう警察当局が児童相談所に通告すること自体は、問題ではない。

しかしながら、訴外男性の主張するとおりに、合理的かつ客観的な根拠なく、公園で原告娘が他の1歳の男児を蹴って怪我を負わせたと断定した上、原告母がそれを「見ていなかった」と原告らの言い分を捏造した上で、原告母が適切な監護をしていないとして児童福祉法による対応が必要と通告したことは、原告らの個人の尊厳、名誉感情を傷つけるものであって、違法と言わざるを得ない。

原告らは、かかる違法な本件通告によって、児童相談所から、他人の1歳の子どもを蹴る子ども、それを監督していない母親と認識されて面接調査の対象とされたものであって、これによって受けた侮辱感や精神的苦痛は甚大である。

加えて、後述のとおり、本件通告は原告らの個人の尊厳を毀損するのみならず、本件警察官らによる人種差別としても違法である。

### 2 本件通告に現れる本件警察官らの偏見

そもそも、原告娘や訴外子の他にも複数の子どもが遊んでいたであろう公共の場である公園で、訴外子の親である訴外男性が、大声で外国人嫌悪の意図を露わにして人種差別的・侮辱的言動を繰り返すことは、原告娘のみならず、訴外子や原告娘を含む、その場にいた子どもの心身にも悪影響を及ぼすもので許されないが、かかる訴外男性による人種差別言動を許したことは、それ自体、本件警察官らに、人種差別に関する問題意識が著しく乏しかったことを示すものである。

加えて、本件通告は、上記第1の2記載のとおり、原告母の「付近のベンチに座っ

てずっと見ていたが、娘は蹴ったりしていない」「ずっと見ていたが娘は蹴っていない」(乙1にも記載)という一貫した主張に全く言及することなく、それどころか、『知らない、見ていない』等と申し立てていた」として原告らの言い分を捏造し、訴外男性の言い分が事実と断定している。

しかし、繰り返し主張するとおり、本件で、本件警察官が訴外男性の言い分が事実であると断定できるような客観的な根拠は全く存在しておらず、本件通告のように判断する合理的かつ客観的な根拠は皆無であった。

すなわち、本件警察官らは、原告らの言い分を無視するどころか、あろうことか原告らの言い分を捏造しており、人種差別的・侮辱的言動に終始する訴外男性に迎合し、その言い分を唯一の事実として決め付けを行うものであって、本件通告は、本件警察官らに、原告らに対する偏見があったことを明確に示すものである。

### 3 人種差別の被害者であること

加えて、原告らは、訴外男性の人種差別的言動や本件警察官らによる第5準備書面第3の1の(2)記載の①乃至⑩の行為により、心身に多大な苦痛を受けていたものであるところ、さらに、違法な本件通告により、適切な監護養育がされていない親子として公的機関から把握されたことで、上記のとおり、個人の尊厳や名誉感情を侵害され、一層の精神的苦痛を受けたものである。

そして、原告らの精神的苦痛は、訴外男性による外国人嫌悪の人種差別的言動を発端とするものであり、国籍や宗教、民族的背景等から、日本社会において排除されているのではという疎外感や不安感、公共の場で、再び人種差別主義者により攻撃されるのではないかと、さらには、人種差別主義者に攻撃されても警察官から保護されないのではないかと、という恐怖感を伴うものであって、まさに、人種差別(人種差別撤廃条約1条1項)の被害者であると言える。

### 4 まとめ

以上のとおり、本件警察官らによる本件通告は、一見児童養護の観点からなされたものであるとしても、上記のとおり、その事実認定は明白な誤りであり、かつ、原告

らに対する偏見に基づき、人種差別的・侮辱的言動に終始する訴外男性に迎合してなされたものであって、合理的かつ客観的な根拠は皆無で、正当化の余地はない。

そして、本件通告は、国籍や宗教、民族的背景等から日本社会において少数者である原告らに対し、個人の尊厳を毀損するのみならず、日本社会における疎外感や不安感、恐怖感を抱かせる悪質な行為であり、これにより多大な精神的苦痛を負わせたものであって、違法である。

したがって、本件通告は、第5準備書面第3の1の(2)記載の①乃至⑩記載の一連の本件警察官らの人種差別と一体をなすものであるとともに、それ自体、本件警察官らによる違法な人種差別であって、国賠法上違法である。

よって、今回の文書送付嘱託の回答を踏まえ、本件通告について新たに損害賠償請求の請求原因として追加する。

以上